

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に
基づく緊急事態宣言について

令和 2 年

- 4 月 7 日 5 月 6 日までの 1 か月間を期間として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象に、緊急事態宣言
- 4 月 16 日 対象区域を全都道府県に拡大
- 5 月 4 日 期間を 5 月 31 日までに延長
- 5 月 14 日 対象区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県に変更（その他の県は解除）
- 5 月 21 日 対象区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更（京都府、大阪府及び兵庫県は解除）
- 5 月 25 日 緊急事態解除宣言（全ての区域において解除）